

～家屋敷課税について～

家屋敷課税とは？

名取市内に事務所・事業所または家屋敷を有している個人で、令和7年1月1日現在名取市外に住所を有している方について、名取市内に事務所・事業所・家屋敷を有することで名取市や宮城県からの行政サービス（道路・清掃・防災・消防など）を受けているものとして、応益性の観点から市・県民税の均等割（年額5,200円）を負担していただくものです。（地方税法第294条第1条第2号の規定により）

※平成23年度より、県民税均等割にみやぎ環境税分1,200円が含まれています。

事務所・事業所・家屋敷とは？

○事務所・事業所（個人の市・県民税なので、法人経営の事務所は対象外です。）

自己の所有に属するものであるかどうかは問わず、事業の必要から設けられた設備であり、そこで継続して事業が行なわれる場所をいいます。

事業が行なわれていると認められるためには、ある程度継続性を持つものであることを要するため、2～3ヶ月程度の一時的な事業の用に供する目的で設けられたような仮事務所等は該当しません。

例：医師、弁護士、税理士などが住宅以外に設ける診療所、事務所など、または事業主が住宅以外に設ける店舗など。

○家屋敷

「自己、または家族の居住の用に供する目的で住所地以外の場所に設けた独立性のある住宅」（※）であり、常に居住しうる状態であればよく、現実に居住していることを要しません。

自己所有であっても他人に貸し付ける目的で所有している住宅、居住が不可能な状態の住宅は課税対象外となります。

（※）一戸建ての住宅やマンション、アパートや社宅等、いわゆる別荘や別宅、また常時妻子を住まわせ時々帰宅する関係にある住宅（＝単身赴任者が所有する住宅）も該当します。

◎次の1または2のどちらか全てに該当する方が、家屋敷課税の課税対象となります。

1	2
1月1日現在、名取市に住民登録がない。	1月1日現在、名取市に住民登録がある。
他市町村で市・県民税が課税されている。	住民登録外居住者として、他市町村から市・県民税が課税されている。（住登外課税）
名取市に自分または家族が住むことを目的とした自由に居住することのできる独立性のある住宅、事務所または事業所を持っている。	名取市に自分または家族が住むことを目的とした自由に居住することのできる独立性のある住宅、事務所または事業所を持っている。

参考法令など

地方税法

第二十四条 道府県民税は、第一号に掲げる者に対しては均等割額及び所得割額の合算額により、第三号に掲げる者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額により、第二号及び第四号に掲げる者に対しては均等割額により、第四号の二に掲げる者に対しては法人税割額により、第五号に掲げる者に対しては利子割額により、第六号に掲げる者に対しては配当割額により、第七号に掲げる者に対しては株式等譲渡所得割額により課する。

- 一 道府県内に住所を有する個人
- 二 道府県内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該事務所、事業所又は家屋敷を有する市町村内に住所を有しない者

(以下省略)

第二百九十四条 市町村民税は、第一号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額により、第三号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額により、第二号及び第四号の者に対しては均等割額により、第五号の者に対しては法人税割額により課する。

- 一 市町村内に住所を有する個人
- 二 市町村内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該市町村内に住所を有しない者

(以下省略)

第三百十八条 個人の市町村民税の賦課期日は当該年度の初日の属する年の一月一日とする。

名取市市税条例

第 23 条 市民税は、第 1 号の者に対しては均等割額及び所得割額の合計額により、第 3 号の者に対しては均等割額及び法人税割額により、第 2 号及び第 4 号の者に対しては均等割額により、第 5 号の者に対しては法人税割額により課する。

- (1) 市内に住所を有する個人
- (2) 市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しない者

第 37 条 個人の市民税の賦課期日は当該年度の初日の属する年の 1 月 1 日とする。